

## 厚生労働大臣が定める掲示事項

### ○当院で満たす施設基準及び加算に関する掲示

当院では関東厚生局長に以下の施設基準及び加算を届け出ています。

#### 基本診療科の施設基準等に係る届出

- ・外来感染対策向上加算

### ○「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

### ○一般名処方を行っております

当院では、薬局で患者様へスムーズに医薬品が提供されるよう、国の推進する一般名処方を実施しております。

一般名処方とは、商品名ではなく有効成分を処方箋に記載することであり、有効成分が同一であれば、薬局様にて原則どの後発品も調剤可能とする方法です。

なお、医薬品によっては一般名処方ができない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

### ○外来感染対策向上加算について

当院は、院内感染防止対策として、必要に応じて次のような取り組みを行っています

また、受診歴の有無に関わらず発熱患者等を受入れています。

- ・感染管理者が中心となり、標準的感染予防策に従い、職員全員で院内感染対策を推進します。

- ・院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を定期的に実施します

- ・感染性の高い疾患（インフルエンザや新型コロナウィルス感染症等）が疑われる場合は、一般診療の方と動線を分けた診療スペースを確保して対応します

- ・抗菌薬については厚生労働省の「抗微生物薬適正使用の手引き」に則り、適正に使用します。

・感染対策に関して基幹病院と連携体制を構築し、定型的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます

○療養計画書の作成（生活習慣病管理料（I）（II））について

療養計画書を作成するのは、高血圧症、脂質異常症、糖尿病に関して療養指導に同意いただいた患者さまが対象です。

患者さまには個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』を作成します。初回のみ署名を頂く必要がありますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

また当院では患者さまの状態に応じ、28日以上の長期の処方を行うことやリフィル処方せんを発行することのいずれの対応も可能です。

なお、長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは病状に応じて医師が判断いたします。